

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法		法令番号	昭和22年法律第132号	
手続名	新設分割の認可<1>		根拠条項	第70条の3第3項	
審査基準	<p>「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成23年2月28日付け22経営第6376号農林水産省経営局長通知）</p> <p>組合の新設分割に関し、法第70条の3第3項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、新設分割が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 組合員の意思反映が適正に行われたか。</p> <p>(2) 新設分割後、新設分割設立組合及び新設分割組合の双方において、それぞれが行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。</p> <p>(3) 新設分割組合に不良資産のみを残存させるなど、新設分割組合の組合員であって新設分割設立組合の組合員となることのできない者の利益が不当に害されるおそれがないか。</p> <p>(4) 新設分割により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。</p> <p>2 形式的事項</p> <p>(1) 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。</p> <p>(2) 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。</p> <p>(3) 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。</p> <p>(4) 決定手続は法第70条の3第1項、同条第5項において準用する法第46条等に照らし適法になされているか。</p> <p>(5) 新設分割計画は、法第70条の3第2項に規定する内容となっているか。</p> <p>(6) 法第70条の3第5項において準用する法第66条等に規定する手続が適正になされているか。</p>				
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関
			標準処理期間	60日	目次
			標準経由期間	日	No.

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法		法令番号	昭和22年法律第132号	
手続名	新設分割の認可<2>		根拠条項	第70条の3第3項	
審査基準	<p>(7) 新設分割設立組合が新設分割組合から承継する事業に信用事業又は共済事業は含まれていないか。</p> <p>(8) 新設分割組合から新設分割設立組合への権利義務の承継が適正になされているか。</p> <p>(9) 法第70条の3第5項において準用する法第65条の3に基づく手続が行われているか。</p> <p>(10) 法第70条の6第1項の規定による労働者との協議がなされ、また、同条第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「準用労働承継法」という。）第2条第1項の規定による労働者への通知等、準用労働承継法に基づく手続が適正に行われているか。</p> <p>3 定款の内容に関する事項</p> <p>(1) 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第7条、第10条等に照らし適正か。</p> <p>(2) 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>(3) 組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。</p> <p>(4) 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。</p> <p>(5) 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>(6) 総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。</p> <p>(7) 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。</p> <p>※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第28条の2に明記</p>				
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関
			標準処理期間	60日	目次
			標準経由期間	日	No.